

問 題

X 県 Y 市には計 26 の小中学校があるが、そのうち 10 小中学校において、県道からの自動車騒音被害を軽減するため、防音校舎が整備されている。これらの防音校舎に、冷房設備を設置すべきか否かを問う住民投票が、平成 27 年 12 月に行われることになった。Y 市は当初、設置の方針だったが、平成 26 年 10 月に就任した Y 市長 Z が「東日本大震災を経験し、私たちは便利さや快適さから転換すべきだ」などとして方針を撤回したことに住民側が反発し、住民が賛否を問う異例の事態となった。

その経緯は以下の通りである。Y 市は平成 23 年 2 月、上記 10 小中学校の防音校舎に、暖房設備交換に合わせて計画的に冷房設備を設置する方針を表明した。冷房設備設置の費用は、Y 市が負担することになっていた。それを受けて、1 校の設置は完了したが、Z が前市政の方針を転換した。住民側は市議会及び市長への請願を繰り返したが、市の方針は変わらなかった。そこで住民側は、地方自治法の規定に従い、有権者数の 50 分の 1 を上回る約 5000 人の署名を添えて住民投票条例制定を市に直接請求した。この請求を受けて、Z は「賛成できない」旨の意見を付けて条例案を Y 市議会に付議したが、Y 市議会は賛成多数でこの条例案を可決した。この条例は適法に成立・発効した。

この条例に基づく投票の結果には法的拘束力はないが、条例においては、投票した者の賛否いずれか過半数の結果が有権者総数の 3 分の 1 に達したときは、Y 市と Y 市議会が投票結果を尊重すべき旨の規定が置かれている。

* 住民投票条例……地方公共団体の特定の政策決定について、その賛否を問う住民投票を実施する旨を定めた条例。憲法及び地方自治法上特に位置づけられた制度ではない。投票の結果に法的拘束力がないものは、間接民主制を原則とする憲法の趣旨に反するとは一般に考えられていないが、どのような事項が住民投票になじむかなどについては議論がある。近年、原子力発電所や廃棄物処理施設の建設などに関し制定されている。有斐閣『法律用語辞典〔第 4 版〕』より。

【設問】

次の A から D までの問について、解答用紙の対応する A から D までの各欄に、それぞれ 350 字以上 500 字以内で解答しなさい。

- A Y市民であるあなたは、今回の住民投票の実施そのものに反対する立場から、自己の主張を新聞に投書しようとしている。予想される反論とそれに対する再反論を述べつつ、あなたの文書を起案しなさい。
- B Y市民であるあなたは、冷房設備設置に賛成する立場から、自己の主張を新聞に投書しようとしている。あなたの文章を起案しなさい。
- C Y市民であるあなたは、冷房設備設置に反対する立場から、自己の主張を新聞に投書しようとしている。あなたの文章を起案しなさい。
- D 今回の住民投票が実施された結果、賛成票が反対票を上回ったが、その数は有権者の5分の1を下回ったとする。Y市民であるあなたは、この結果を受けてZが採るべき施策について、新聞に投書しようとしている。あなたの文章を起案しなさい。